

今月の手話

平成27年3月に「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が施行されました。このコーナーでは、市民の皆さまに手話を親しんでいただくために、日常で使われることが多い手話を定期的に紹介します。

◆問い合わせ 社会福祉課(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3225)

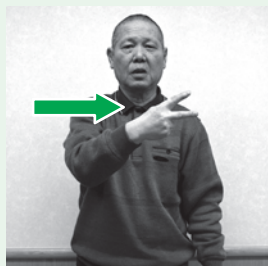
その66 「また、お会いしましょう」

1



握った右手の手首を横に動かしながら、2本指を左へ伸ばします。
(「また」という手話です。)

2

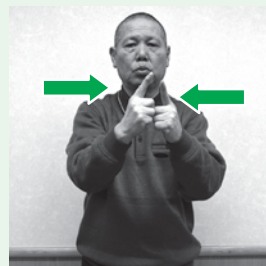


3



両手の人差し指を立てて構えたら、そのまま同時に中央に寄せます。
(「会う」という手話です。)

4



※「また、お会いしましょう」という手話は、「また」と「会う」の手話を組み合わせて表現します。

今月の講師

上川北部聴覚障害者協会名寄支部(※) 森 興市さん

※名寄近郊に住む聴覚障がい者の会です。

賃貸アパート退去時のトラブルに注意!

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

事例

入居中、部屋の湿気がひどく壁面に結露が発生。退去の立ち会いのとき、大家から「壁にカビができています、部屋の汚れもひどい、善管注意義務違反だ、修理代金4万円を請求する。」と言われた。支払わないといけなないか。
(20代男性)



- ◆善管注意義務とは、「善良なる管理者の注意義務」のこと。部屋は大家から借りているモノ、自分のモノを扱う以上に大切に使用しないといけません。入居者によって生じたカビやキズを修理するための費用は、入居者が支払うことになります。
- ◆退去時に敷金の清算として入居者が負担する原状回復費用とは、完全に入居時の状態に戻す事ではなく、入居者の故意や不注意などにより生じたキズなどの破損した部分を元の状態に戻すことです。(国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」参照)
- ◆経年劣化や通常損耗による修繕費は、支払っている家賃に含まれているとされます。古くなった設備を最新のものに交換したり、化粧直しなどのリフォームは、次の入居者を確保するためのグレードアップとなり、大家が負担するものです。
- ◆入居時に気になるキズや汚れがあれば、自分が付けたモノでない事を証明するために、日付を入れた写真を撮り残しておきましょう。

アドバイス

困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

※トラブルに巻き込まれたときは、北海道宅地建物取引業協会(☎011-642-4422)など専門機関に相談しましょう。